

西条市建設業者格付事務取扱要領

平成16年11月1日

訓令第33号

(目的)

第1条 この訓令は、西条市建設工事請負業者選定要領(平成16年西条市訓令第25号)第3条に規定する格付を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(市内業者の格付実施方法)

第2条 市内に主たる営業所を有する業者(以下「市内業者」という。)の格付は、次の算式により格付総合数値を算出し、別表第1の市内業者の欄の基準により行うものとする。

算式

格付総合数値 = 加点点数 - 減点点数

2 前項の加点点数及び減点点数は、次に掲げる要素により算出する。

(1) 加点点数

ア 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査結果

イ 年間平均完成工事高

ウ 技術者数

エ 平均工事成績

オ ISO取得

カ 表彰受賞歴

キ 西条市との災害時の応急復旧活動に関する協定を締結している団体への加入

(2) 減点点数

ア 入札参加資格停止処分

イ 建設業法に基づく監督処分

3 前項の加点点数及び減点点数の算出方法は、別表第2のとおりとする。

4 第1項の方法により格付を行った市内業者の業種別の年間平均完成工事高が、別表第3の業種別・等級別の必要最低年間平均完成工事高に満たない場合は、当該工事の格付等級を相応する等級まで降格させるものとする。

(格付結果の通知及び公表)

第3条 前条の規定に基づき格付を行った場合は、市内業者に通知を行い有資格者名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

(その他)

第4条 市内測量・設計等のコンサルタント業者、市外業者については、格付は行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年11月1日から施行する。ただし、平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間において総合支所で発注する建設工事については、合併前の西條市、東予市、丹原町又は小松町若しくは解散前の東予市丹原町・公共下水道事務組合の規定の例によることができる。

(経過措置)

- 2 第2条の規定により、平成17年度及び平成18年度における市内業者の格付を決定するにあたり、平成17年度及び平成18年度の格付が2等級以上降格する場合は、1等級の降格にとどめるものとする。ただし同条第4項に該当する場合は除く。
- 3 平成15年度及び平成16年度の平均工事成績は、合併に伴う調整(旧丹原町、小松町の合併前の工事成績評定点を10点減じる)を行った後、加点する。

附 則 (平成17年9月9日訓令40号)

この訓令は、平成17年9月9日から施行する。

附 則 (平成19年7月1日訓令第9号)

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月16日訓令第22号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の西条市建設業者格付事務取扱要領の規定は、この訓令の施行の日以後に入札の通知又は公告をする入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告をした入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月28日訓令第12号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前になされた指名停止措置は、入札参加資格停止措置がなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

格付総合数値による格付基準

区分 格付等級	市内業者	
	土木・建築	その他
A	650点以上 (特定建設業の許可を有する者に限る)	650点以上
B	649点以下 550点以上	649点以下 550点以上
C	549点以下 450点以上	549点以下 450点以上
D	449点以下 350点以上	449点以下 350点以上
E	349点以下又は次の条件に該当する者 1 経営事項未審査又は年間平均完成工事高0円（経審点数の如何にかかわらず）の者 2 定期の格付の認定をしたときから次の定期の格付の認定をするまでの間（中間年度）に建設工事入札参加資格申請書の受付をした者	349点以下又は次の条件に該当する者 1 経営事項未審査又は年間平均完成工事高0円（経審点数の如何にかかわらず）の者 2 定期の格付の認定をしたときから次の定期の格付の認定をするまでの間（中間年度）に建設工事入札参加資格申請書の受付をした者

注 この表の表頭市内業者その他の欄の規定は、土木及び建築以外の業種について適用する。

別表第2（第2条関係）（その1）

区分	算 出 方 法											
加 点	<p>ア 経営事項審査結果 経営事項審査結果総合数値に0.7を乗じた値（少数点以下は切捨て）とする。</p> <p>イ 年間平均完成工事高 直近の経営事項審査の対象となる各業種の年間平均完成工事高について、それぞれ別表2（その2）の基準により加点する。</p> <p>ウ 技術者数 直近の経営事項審査の対象となる技術者について、1級技術者1人につき5点、2級1人につき2点、その他1人につき1点とし、算出された合計点数を加点する。ただし、合計点数が100点を超える場合には100点とする。</p> <p>エ 市工事における平均工事成績 過去2年間に工事成績評価を行った市工事の業種別平均工事成績（少数点以下は切捨て）に応じ、次の基準により加点する。</p>											
	<p>さらに、上記の期間中に、工事成績80点以上の市工事がある場合は、1件につき3点を加算する。ただし、加算点にあっては、その合計点数が50点を超える場合は、50点とする。</p> <table border="1" data-bbox="470 1142 901 1422"> <thead> <tr> <th>平均工事成績点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80点以上</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>75点～79点</td> <td>80点</td> </tr> <tr> <td>70点～74点</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>65点～69点</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>60点～64点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間において、指名はされているが、工事实績がない業者については、50点を加算するものとする。 ・過去2年間において、工事成績60点未満の市工事が1件でもある場合は、平均工事成績による加点は行わない。 	平均工事成績点	点数	80点以上	100点	75点～79点	80点	70点～74点	60点	65点～69点	40点	60点～64点
平均工事成績点	点数											
80点以上	100点											
75点～79点	80点											
70点～74点	60点											
65点～69点	40点											
60点～64点	20点											
点	<p>オ ISO取得 建設業に関しISO9000又は14000を取得している場合、それぞれ10点（両方の場合は20点）を加点する。</p> <p>カ 表彰受賞歴 過去5年間に次のいずれかの表彰を受けている場合1件につき10点を加点する。</p> <p>(1) 建設業退職金共済制度普及協力者表彰（厚生労働大臣及び建設業退職共済機構理事長表彰）</p> <p>(2) 雇用改善優良事業所表彰（厚生労働大臣、知事表彰及び愛媛県建</p>											

	<p>設業協会会長表彰)</p> <p>(3) 全国安全週間表彰(厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰)</p> <p>(4) 障害者雇用優良事業所表彰(厚生労働大臣、知事及び愛媛県障害者雇用促進協会会長表彰)</p> <p>キ 西条市との災害時の応急復旧活動に関する協定を締結している団体への加入をしている場合は20点を加点する。</p>
--	--

区分	算 出 方 法
減 点 評 点	<p>過去3年間に入札参加資格停止処分又は建設業法に基づく監督処分を受けている場合には、一の処分対象案件につき20点の基礎点と次に示す当該処分ごとの合計点数を減ずる。</p> <p>ア 入札参加資格停止(市が行った処分に限る。)</p> <p>1か月につき5点</p> <p>イ 建設業法に基づく監督処分</p> <p>指 示 : 10点</p> <p>営業停止 : 営業停止期間に応じて以下のとおり減点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10日未満 ... 15点 ・ 10～19日... 20点 ・ 20～29日... 25点 ・ 30日以上 ... 30点

(その2)

土木、建築、舗装、電気、管〔年間平均完成工事高〕

年間平均完成工事高	点 数
8億円以上	150点
6～8億円未満	130点
4～6億円未満	110点
2～4億円未満	90点
1～2億円未満	70点
5千万円～1億円未満	50点
3～5千万円未満	30点
～3千万円未満	10点
実績なし	0点

その他(土木、建築、舗装、電気、管以外)〔年間平均完成工事高〕

年間平均完成工事高	点 数
4億円以上	150点
3～4億円未満	120点
2～3億円未満	90点
1～2億円未満	60点
5千万円～1億円未満	30点
～5千万円未満	10点
実績なし	0点

別表第3（第2条関係）

格付等級	全 工 種
A	5千万円以上
B	5千万円未満 ~ 3千万円以上
C	3千万円未満 ~ 1千万円以上
D	1千万円未満 ~ 5百万円以上
E	5百万円未満